

【参 考】

| | | |
|-------------------|------------|--|
| ○都市計画区域の概要 | | ○本巢市の位置 |
| 都市計画区域の名称 | : 本巢都市計画区域 |  |
| 当該都市計画に係る | | |
| 都市計画決定権者 | : 岐阜県知事 | |
| 関係市 | : 岐阜県本巢市 | |
| 区域区分の決定の有無 | : 無 | |
| 新規・変更の区分 | : 新規 | |

【用語解説】

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

一般に「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれ、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

具体的には、以下のような内容を定める。

1. 都市計画の目標
2. 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針
3. その他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

●区域区分（線引き）

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」との区分を定めるもの。（区分を定めることを「線引き」と言う。）